

令和4年7月12日

## 真境名事務所通信（令和4-4）

＝経審評点アップ対策「W10」について＝

沖縄市高原6丁目20番3号  
行政書士真境名事務所  
TEL 930-3633

皆様、おはようございます。いつも大変お世話になっております。

令和3年4月に施行された経審改正で社会性Wの中に新たにW10が追加されました。経審結果通知書の右下に表示されています。この部分をしっかり対策すれば1級技術者2～3名分の加点をもらうことも可能です。W10の計算はとても複雑ですが、私も最近やっと分かってきたので、皆様にお伝えしておきたいと思います。

W10は「技術者のCPD単位取得数」と「技能者の能力評価レベル向上」の2つの評価で構成されています。

ここで技術者と技能者が出てきましたが、技術者とは経審の技術者名簿に記載されている人とほぼ同一で実務経験者も含みます。

対して、技能者は現場で作業をする人の事を指します。確認書類は直近の施工体制台帳における作業員名簿です。

当然、技術者名簿にも記載はあるが、現場作業もする方もいらっしゃいますので、技術者と技能者の兼任も十分あり得ます。

### 「技術者のCPD単位取得数」対策

CPDとは、技術者の継続教育の事です。学会や業界団体で継続教育の認定をしており、認定を受けた講習会等を受講し申請するとCPD単位を取得することができます。

各認定団体により1単位の重みが異なるため、ある計算式により換算をします。例えば土木施工管理技士会の場合は「20単位÷20×30=30単位」と換算されます。技術者1人あたりの上限単位は換算後の30単位なので、土木施工管理技士会の場合は、毎年20単位を取れば上限の30単位が取得できることとなります。

結論として

技術者名簿に記載される方全員が、毎年換算後 30 単位の取得を目指す。

### 「技能者の能力評価レベル向上」対策

これは審査基準日以前 3 年の間に、技能者の建設キャリアアップのレベルが向上しているかどうかの審査になります。

対象者は技能者ですが、技術者と兼任している方でも対象になります。

建設キャリアアップシステムから最初に発行されるカードは誰でもレベル 1（白色）のカードが送られてきますが、それで終わってはレベルが上がったことにはならないので加点はありません。

能力評価を申請して自身の実力に応じたレベル 2（青色）やレベル 3（シルバー）又はレベル 4（ゴールド）のいずれかのレベルに上げておかなければあまり意味がありません。

レベルが上がるかどうかの判断は、建設キャリアアップとは別の能力評価団体が行なっていますが、そこに提出する能力評価判定申請書の作成は真境名事務所でも行っております。

業種は問わず、能力評価基準のレベルが向上すれば OK なので、なるべく多くの技能者（兼技術者）の能力評価判定を申請しておいた方が有利です。なぜなら 3 年間に亘って土木、建築等すべての業種に加点されるからです。

なお、レベルが向上した技能者が、技術者と同じように審査基準日より 6 か月以上前から社会保険に加入していることが加点の条件です。

経審の際の提出書類ですが、現場作業をする技能者の確認ですので審査基準日時時点で稼働している現場の作業員名簿、該当がなければ直近の現場の作業員名簿、加えて能力評価団体が発行した能力評価（レベル判定）結果通知書の提出が必要です。

W10 が満点だと、総合評点 P に加点されるのは 15 点になります。これは 1 級技術者 3 名分の配点と同程度ですので、長期的にみて今後力を入れておいた方が良い分野だと思います。